

家庭用省エネ設備等導入支援事業費補助金 Q & A
(令和 8 年 9 月 1 7 日)

◆申請手続

Q 申請期間と申請方法について教えてください。

A 申請期間は、令和 8 年 8 月 4 日から令和 9 年 5 月 24 日までです。
申請書類を事務局へ郵送又は持参により提出してください。

Q 書類はどこに提出するのですか。

A 家庭用省エネ設備等導入支援事業費補助金事務局へ提出してください。
事務局の住所、電話番号等はホームページでご確認ください。

Q 既に設備設置に関する契約をしてしまったものについても補助金の対象となりますか。

A **原則として対象となりません。** 交付決定を受けた後に契約又は工事着手を行うものが対象です。

Q 事前着手とは何ですか。

A 交付決定前に契約又は工事着手を行う場合の手続です。交付決定前に、設備の購入や契約を行う場合には、交付申請と同時に**事前着手届を提出してください。**

Q 事前着手届を提出すれば必ず補助金を受けられますか。

A **いいえ。事前着手届を提出しても、補助金の交付が確約されるものではありません。**
審査の結果、不交付となる場合があります。

Q 申請すれば必ず補助金を受けられますか。

A **いいえ。予算の範囲内で、要件を満たし交付決定を受けた上で、要件に適合する設備を導入した場合に補助金を受けることができます。**

◆補助対象者

Q 誰が申請できますか。

A 申請時点で住民票上の住所が山梨県内にある個人の方が対象です。

Q 法人でも申請できますか。

A **できません。** 個人に限ります。

Q 住宅の持ち主ではありませんが申請できますか。

A 申請者が居住する住宅であり、住宅所有者の同意を得ている場合は申請できます。

Q 申請者自身が居住する住宅であることはどのように確認するのですか。

A 住民票等により確認します。

Q 普段居住していない住宅（別荘等）に設備を設置する場合は対象になりますか。

A **対象になりません。**申請者が居住する住宅が対象です。

Q 別荘等へ住民票を移せば、もう一度補助金を申請できますか。

A **できません。**住民票のみを移して複数回申請することは認められません。

Q 二世帯住宅でも申請できますか。

A 申請できます。ただし、住所が同一の場合、重複がないか確認するため、間取り図等の追加資料を求める場合があります。

Q 店舗併用住宅でも申請できますか。

A 申請者が居住する住宅であれば申請できます。

Q 新築住宅でも申請できますか。

A 申請できます。

ただし、**実績報告時には、設備を設置した住宅に居住していることを確認するため、住民票の写しを提出していただく必要があります。**

Q アパート等に設備を設置する場合は補助対象になりますか。

A アパート等への導入であっても、事業的規模（5棟以上又は10室以上）に該当しない場合は補助対象となります。なお、事業的規模に該当しないことを確認するため、間取り図等の追加資料の提出を求める場合があります。

Q 申請者住所と設備設置場所住所が異なる場合でも申請できますか。

A アパートや長屋のオーナーである場合や、中古住宅を購入して居住する予定である場合などは、申請できることがあります。ただし、住所が異なる理由を申請書に記載してください。なお、設備の設置場所は補助対象要件を満たしている必要があります。

◆補助対象設備

Q 対象設備は何ですか。

A 次の設備が対象です。

＜省エネ設備＞

エコキュート、エコジョーズ、エネファーム、ハイブリッド給湯機、太陽熱温水器、高効率エアコン、ペレットストーブ

＜再エネ設備＞

おひさまエコキュート、V2H

※いずれの設備も性能要件があります。

Q 中古品は対象になりますか。

A なりません。未使用品のみ対象です。

Q リース契約の設備は対象ですか。

A 対象外です。

Q 既存設備の交換でも対象ですか。

A 対象になります。ただし、補助対象要件を満たす設備への更新が必要です。

Q 購入予定の設備が対象機種か分かりません。

A 募集要領に記載の「対象機種の調べ方」をご確認ください。不明な場合は型番が分かる資料を用意の上事務局へお問い合わせください。また、購入予定機種（メーカー名・型番）が決まっている場合は、申請時にチェックリストに記載してください。ご自身で補助対象機種への該当性を確認する際の参考となります。なお、購入予定機種の記載は任意であり、申請後に購入機種を変更した場合でも、チェックリストの再提出は不要です。

Q 賃貸住宅に居住の場合も申請可能ですか。

A 省エネ設備は申請可能です。ただし、賃貸住宅への設置の許可は、申請者自身で行った上で申請してください。

Q エアコンの性能要件はありますか。

A 募集要領で定める以下の省エネ性能等の要件を満たす必要があります。
・経済産業省 資源エネルギー庁が定める「統一省エネラベル」において省エネ性能(目標年度 2027 年基準) ☆3.0 以上、又は、2027 年度省エネ基準達成率 100%以上です。

Q 対象となるエアコンが見つかりません。

A 現時点ではチラシ掲載商品等に対象機種が少ない場合があります。店頭で対象機種を取り扱っている場合があります。また、制度上、今後は対象となる機種が主流になることが見込まれます。

Q 業務用エアコンは対象ですか。

A **対象外です。** 家庭用エアコンが対象です。

Q 車庫（ガレージ）や倉庫に設置するエアコンは補助対象となりますか。

A **補助対象となりません。** 高効率エアコンに対する補助は、居住空間における省エネルギー化を促進し、家庭部門のエネルギー消費量の削減を図ることを目的としています。このため、建築用途上「自動車車庫」又は「倉庫」に分類される部分に設置するエアコンは、住宅に併設されている場合であっても補助対象となりません。

◆再エネ設備（おひさまエコキュート・V2H）

Q おひさまエコキュートを申請する場合、太陽光発電設備は必要ですか。

A **必要です。** 既設又は導入予定の太陽光発電設備が必要です。

Q V2H を申請する場合も太陽光発電設備は必要ですか。

A **必要です。** 申請時点において、太陽光発電設備が設置済みであるか、又は導入契約済みであることが必要です。また、実績報告時までに太陽光発電設備の設置が完了している必要があります。

Q 太陽光発電設備をこれから設置する予定ですが対象になりますか。

A **申請時点で太陽光発電設備の導入契約が締結されており、実績報告時までに設置が完了する場合は対象となります。**

◆他の補助金との併用

Q 国の補助金と併用できますか。

A 国の制度で制限されていない補助金であれば併用できます。

Q 市町村の補助金と併用できますか。

A 市町村の制度で制限されていなければ併用できます。

Q 他の補助金を利用する場合は申請書への記載が必要ですか。

A **必要です。** 利用する補助制度を全て記載してください。

◆実績報告

Q 実績報告書はいつまでに提出する必要がありますか。

A 交付決定を受けた補助対象事業が完了した日から1箇月以内、又は令和9年6月15日までのいずれか早い日までに提出してください。
なお、事前着手届を提出し、交付決定前に補助対象事業が完了している場合は、交付決定日から1か月以内に実績報告書を提出してください。

Q 実績報告書の提出期限を過ぎてしまった場合はどうなりますか。

A 実績報告書は、原則として提出期限内に提出いただく必要があります。
やむを得ない事情により提出期限を過ぎた場合は、提出が遅れた理由を記載した理由書（任意様式）を実績報告書に添付の上、提出してください。
理由書に記載する理由の例としては、次のようなものが考えられます。

- ・災害、事故、感染症等により提出が困難であった場合
- ・書類の取得に時間を要するなど、申請者の責によらない事情がある場合
- ・その他やむを得ない事情がある場合

※理由書を提出した場合でも、理由の内容によっては受理できないことがあります。
※提出期限を過ぎることが見込まれる場合は、速やかに事務局へご相談ください。

Q 新築住宅への転居が完了しておらず、実績報告期限までに住民票の写しを提出できない場合はどうすればよいですか。

A 実績報告書は提出期限までに提出してください。住民票の写しを期限までに提出できない場合は、提出が遅れる理由及び取得後速やかに提出する旨を記載した理由書（任意様式）を添付してください。住民票の写しについては、転居後、取得でき次第速やかに提出してください。

Q 実績報告ではどのような書類を提出しますか。

A 主に次の書類を提出します。
設置状況写真、型番確認写真、領収書、保証書、工事完了確認書類、振込口座確認書類※設備区分により必要書類が異なる場合があります。

Q 保証書とはどのような書類ですか。

A メーカー保証書等、導入した設備の型番及び保証内容が確認できる書類です。設備によっては代替書類による確認を認める場合があります。

Q 実績報告書のエコキュートの「省エネ基準値」には何を記載すればよいですか。

A メーカーのカatalogや省エネ型製品情報サイト等に記載されている「**省エネ基準達成率**」を記載してください。

Q 年度終了実績報告書はどのような場合に提出が必要ですか。

A 年度終了実績報告書は、**実績報告書の提出が翌年度となる場合**に提出が必要です。なお、翌年度に実績報告書を受理した際、年度終了実績報告書が未提出であることが確認された場合には、追加提出をお願いすることがあります。